

平成24年第2回今帰仁村議会臨時会会期日程

(会期1日間)

日次	月日	曜日	区分	摘要
第1日	5月29日	火	本会議	1. 開会 2. 会議録署名議員の指名 3. 会期の決定 4. 諸般の報告 5. 議案の上程及び提案理由の説明 質疑・討論・採決 6. 閉会

議 決 の 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	議決月日	議決結果
議案第29号	平成24年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について	村 長	5月29日	原案可決
議案第30号	平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について	村 長	5月29日	原案可決
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	村 長	5月29日	承 認
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	村 長	5月29日	承 認
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	村 長	5月29日	承 認
報告第3号	平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について	村 長	5月29日	報 告

平成24年第2回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成24年5月29日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	5月29日 午前10時00分		
	閉 会	5月29日 午前10時30分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	7	山 内 聰		
	欠席（不応招）議員			
会議録署名議員	9	山 城 太	10	玉 城 克 義
職務のため議場 に出席したもの	事務局長	上 間 悟	書 記	仲 原 弥 生
	局長補佐	小那覇 安 啓		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 嶺 英 恭	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総務課長	島 袋 隆 則		
	教 育 長	謝 花 弘		
	学校教育課長	与那嶺 敏 秋		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建設課長	金 城 正 明		
経済課長	小那覇 安 隆			

平成24年第2回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

平成24年5月29日（火曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		諸般の報告	
4	議案第29号	平成24年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について	説 明 ・ 質 疑 討 論 ・ 採 決 説 明 ・ 質 疑 討 論 ・ 採 決
5	議案第30号	平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について	
6	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	説 明 ・ 質 疑 討 論 ・ 採 決 説 明 ・ 質 疑 討 論 ・ 採 決
7	承認案2号	専決処分の承認を求めることについて	
8	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	説 明 ・ 質 疑 討 論 ・ 採 決 説 明 ・ 質 疑 討 論 ・ 採 決
9	報告第3号	平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について	

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに平成24年第2回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第12条の規定によって、9番 山城 太議員及び10番 玉城克義議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 「諸般の報告」を行います。

去る5月2日、座間味邦昭君から一身上の理由により、議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、5月8日付で議員辞職願を許可いたしましたから報告をいたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 「議案第29号 平成24年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第29号

平成24年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成24年5月29日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成24年度今帰仁村一般会計補正予算

平成24年度今帰仁村一般会計補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,465千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,481,231千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年5月29日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		273,518	△5,641	267,877
	1 国庫負担金	223,136	△5,641	217,495
16 県支出金		705,113	1,985	707,098
	1 県負担金	139,442	1,985	141,427
19 繰入金		187,400	2,191	189,591
	1 繰入金	187,400	2,191	189,591
歳入合計		4,482,696	△1,465	4,481,231

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		1,273,655	△1,465	1,272,190
	2 児童福祉費	474,342	△1,465	472,877
歳出合計		4,482,696	△1,465	4,481,231

次の6ページをお願いします。民生費国庫負担金の補正額、減の564万1,000円の減は10節の子ども手当負担金の減が主な要因でございます。

次の8ページをお願いします。補正額の198万5,000円の増の主な要因は、11節の2,311万5,000円が増の主な要因であります。

続きまして10ページをお願いします。補正額219万1,000円の増は、繰入金の増でございます。

次、11ページをお願いします。児童措置費の減の146万5,000円の減の主な要因は、扶助費の減でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第29号 平成24年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について」を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第29号 平成24年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5.「議案第30号 平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第30号

平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成24年5月29日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算

平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168,068千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,784,722千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年5月29日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		242,566	168,068	410,634
	1 国民健康保険税	242,566	168,068	410,634
歳入合計		1,616,654	168,068	1,784,722

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰上充用金		1	168,068	168,069
	1 繰上充用金	1	168,068	168,069
歳出合計		1,616,654	168,068	1,784,722

次、5ページをお願いします。補正額1億6,806万8,000円の増は、1節の増でございます。

続きまして6ページをお願いします。補正額1億6,806万8,000円の増は、22節の増でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第30号 平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第30号 平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6、「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成24年5月29日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。

今帰仁村税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第109号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成24年省令第28号）が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、今帰仁村税条例（昭和47年条例第22号）を改正する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成24年3月31日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

今帰仁村税条例の一部を改正する条例

今帰仁村税条例（昭和47年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第1項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

第90条第1項第1号中「で年齢18歳未満のもの」を削り、同条第2項第2号中「氏名、住所及び年齢」を「氏名及び住所」に改める。

附則第10条の2第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

附則第11条の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、

同条第6号中「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改める。

附則第11条の2の見出しを「（平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中「平成22年度分」を「平成25年度分」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地」を「平成25年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成25年度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「から第6項まで」を「から第5項まで」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第21条の次に次の1条を加える。

第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - ロ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ハ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類
- (4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類
- (5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあつては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定

移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

附則第22条の次に次の1条を加える。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第17条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第17条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第17条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第18条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。附則第23条中の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」を「につき震災特例法」に、「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第36条の2第1項ただし書の改正規定及び次条第1項の規定は、平成26年1月1日から施行する。

(村民税に関する経過措置)

第2条 改正後の今帰仁村税条例（以下「新条例」という。）第36条の2第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成25年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第23条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成23年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の村税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第12条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第12条第2項	前項	附則第12条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第12条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第12条第1項

3 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条	又は第13条の2	若しくは第13条の2又は今帰仁村税条例の一部を改正する条例（平成24年条例第11号。以下「平成24年改正例」という。） 附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の今帰仁村税条例（以下「平成24年改正前の条例」という。）附則第12条第2項若しくは第4項
	又は第13条の規定	若しくは第13条又は平成24年改正条例附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項の規定
附則第15条第1項	から第5項まで	から第5項まで又は平成24年改正条例附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第90条第1項第1号及び同条第2項第2号の規定の施行前、従前の規定に基づいてなされた減免に関する措置その他の手続きは、この条例の規定に基づいてなされたものとみなす。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。

日程第7.「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成24年5月29日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。

今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第13号）が平成24年3月31日公布されたことに伴い、今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例を制定する必要があるが、同条例の制定について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成24年3月31日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、

固定資産税の課税免除を行うことにより、本村産業の振興及び雇用の拡大に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 観光地形成促進地域 沖縄振興特別措置法（平成24年法律第13号。以下「沖振法」という。）第6条第2項第2号の規定により定められた地域をいう。

(2) 産業高度化・事業革新促進地域 沖振法第35条第2項第2号の規定により定められた地域をいう。

(観光地形成促進地域における課税免除)

第3条 村長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第1項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成29年3月31日までの間に、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成24年総務省令第33号）第1条第2項に規定する対象施設（以下この条において「観光地形成促進地域対象施設」という。）を新設し、又は増設した者について、当該観光地形成促進地域対象施設である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)

第4条 村長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第1項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成29年3月31日までの間に、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備のうち沖振法第3条第9号に規定する製造業等の用に供する設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（機械装置及び特定の器具備品については、その取得価額の合計額が500万円を超えるものをいい、以下この条において「特別償却設備」という。）又は同条第10号に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（機械装置及び特定の器具備品については、その取得価額の合計額が500万円を超えるものをいい、以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者で、沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定をうけた者について、当該特別償却設備（倉庫業の用に供するものを除く。）又は当該対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(課税免除の申請)

第5条 前2条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、規則の定めるところにより、

村長に対し課税免除の申請をしなければならない。

(課税免除の取り消し)

第6条 村長は、固定資産税の課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、これを取り消すことができる。

(1) 第3条又は第4条の課税免除要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りの申請その他の不正行為があったとき。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。

日程第8、「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成24年5月29日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。

今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成24年政令第109号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年省令第28号）が平成24年3月31日公布されたことに伴い、今帰仁村国民健康保険税条例（昭和47年条例第46号）を改正する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成24年3月31日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

今帰仁村国民健康保険税条例（昭和47年条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第4項（附則第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第4項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の今帰仁村国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。

日程第9、「報告第3号 平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について」を議題とします。

本件について、提出者の報告を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

報告第3号

平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を議会へ提出し報告します。

平成24年5月29日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

事業計画書は別添であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第2回今帰仁村議会臨時会を閉会します。

(閉会時刻 午前10時30分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也

署名議員 山 城 太

署名議員 玉 城 克 義